

地域産物販売拡大連携促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる地域産物販売拡大連携促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農林漁業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有し、かつ、現に市内で農業、林業又は漁業を営む個人（第7条第1項の規定による地域産物販売拡大連携実施計画の提出日の属する年の前年における農業、林業又は漁業に係る収入（その者が農業、林業又は漁業に必要な作業に従事することによって得られた収入を含む。）の額がおおむね50万円以上である者に限る。）

イ 北さつま農業協同組合、北薩森林組合又は川内市漁業協同組合、甌島漁業協同組合若しくは川内市内水面漁業協同組合

ウ イに掲げる者以外の団体であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) その代表者がア又はイに掲げる者に該当する者であり、かつ、その構成員のうちア、イ又はイに掲げる者に該当する者（以下この号において「市民等」という。）の占める割合が2分の1を超える団体（法人以外の団体に限る。）

(イ) 市内に主たる事業所を有する農地所有適格法人又は農事組合法人

(ウ) イに掲げる者以外の法人であって、次のいずれかに該当するもの

a その構成員又は出資者のうちに市民等の占める割合又は市民等の出資比率が2分の1を超える法人

b 市内に主たる事業所を有する法人であって、現に市内で農業、林業又は漁業を営み、かつ、イに掲げる者の正組合員であるもの

c 市内にその事業所を有する法人であって、当該事業所の主たる業務が農業、林業又は漁業であり、かつ、当該事業所において現に3名以上の者（市内に住所を有し、かつ、雇用保険の被保険者である者に限る。）を雇用しているもの

(2) 商工業者等 市外にその事業所を有する事業者（個人及び法人に限り、農林漁業者を除く。）をいう。

(3) 地域産物の連携 市内の農林漁業者と市外の商工業者等とが連携して実施する事業活動であって、当該商工業者等が当該農林漁業者からその生産に係

る農林水産物（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員又は出資者の生産に係る農林水産物を含む。以下「生産物」という。）又はその一次加工品を調達して製造、加工若しくは販売又は提供を行うものとし、本市産であることを明確に表示すること。ただし、当該商工業者等による当該農林漁業者からの当該生産物又はその一次加工品の調達（第7条及び第11条において「生産物等の調達」という。）が、おおむね2年以上の期間継続して行われることが見込まれるものに限る。

（補助事業者等の要件）

第3条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 次に掲げる要件を満たす農林漁業者

ア 第7条第1項の規定による地域産物販売拡大連携促進事業実施計画の承認を受けた者であること。

イ 地区コミュニティ協議会又はその下部組織である団体でない者であること。

ウ 市税の滞納がないこと（法人以外の団体にあっては、その構成員の全てが市税を滞納していないこと。）。

（補助事業等の要件）

第4条 補助事業等は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 第7条第1項の承認を受けた地域産物販売拡大連携促進事業実施計画（以下この条、次条、第8条及び第11条において「承認計画」という。）に基づいて実施される事業（承認計画において当該農林漁業者の生産物の一次加工について当該農林漁業者以外の者（当該商工業者等を除く。）に委託する旨が記載されている場合における当該委託を含む。）であること。

(2) 国、県、市その他の公的機関の補助金その他の給付金の交付を受けていない事業であること。

(3) 関係法令の規定に違反していない事業であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる要件を満たす補助事業等の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 補助事業者等が第3条第1号に掲げる者に該当する場合 加工委託料（当該承認計画において当該農林漁業者の生産物の一次加工について当該農林漁業者以外の者（当該商工業者等を除く。）に委託する旨が記載されている場合における当該委託に係る委託料をいう。）その他の当該農林漁業者の生産物の一次加工のための機械や包装資材等の購入に要する経費。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 補助事業者等が第3条第1号に掲げる者に該当する場合 前条第1号に定める経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、5万円を限度とする。

(地域産物販売拡大連携促進事業実施計画の提出等)

第7条 農林漁業者及び商工業者等は、補助金の交付を受けて地域産物販売拡大連携を実施しようとするときは、規則第5条の交付の申請に先立ち、共同して、地域産物販売拡大連携促進事業計画（別記様式）を作成し、これを市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の地域産物販売拡大連携促進計画には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 契約書その他の書類であって、生産物等の調達をおおむね2年以上の期間継続して行う旨を約していることを証するもの又はその写し
- (2) 当該農林漁業者が法人以外の団体である場合における当該農林漁業者の全ての構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該申請に係る承認計画についての前条第1項の規定による承認の日から起算して1箇月を経過する日とする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該申請に係る承認計画の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類（法人以外の団体にあつては、その構成員の全てについて市税の滞納がないことを証明する書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 規則第6条の規定による交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 交付申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）が第3条各号のいずれにも該当しない場合
- (2) 補助事業等が第4条各号に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第10条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等の効果について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 補助事業等に係る領収書又は請求書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第11条 条例第4条第2項第1号の効果は、補助金に係る補助事業者等の数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、令和6年度において検討を行い、その結果に基づいて、令和7年度において所要の措置を講ずるものとする。

